

## 報告第18号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	7. 7. 17	円 55,000	令和7年2月25日、被害者宅に隣接する敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの
2	まちづくり局	7. 5. 20	円 1,023	令和6年10月3日、被害者宅敷地内で、本市軽自動車、対向車を避けるため当該敷地に進入した際、被害者所有の植木鉢に接触し、破損させたもの
3	多摩区役所	7. 6. 26	円 159,500	令和7年3月18日、被害者宅先路上で、本市軽自動車、左折しようとした際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの
4	消防局	7. 6. 13	円 160,499	令和6年11月25日、多摩区で、患者を搬送中の本市救急車が通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
5	環境局	7. 6. 24	円 109,260	令和7年3月21日、麻生区で、本市職員が、ごみの収集作業中、ごみ保管用のカートが被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
6	まちづくり局	7. 6. 4	円 1,045,844	令和5年9月29日、川崎駅西口大宮町地区公共施設歩行者専用道路1・3号で、被害者が歩行中、当該道路の接続部の破損により生じた路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの

7	建設緑政局	7. 5. 22	円 13, 398	令和5年6月18日、川崎区で、被害者所有の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該自転車が破損したもの
8	建設緑政局	7. 6. 18	円 31, 477	令和7年2月18日、多摩区で、被害者所有の原動機付自転車が、駐車場に進入しようとした際、破損していた縁石が跳ね上がり、当該原動機付自転車が破損したもの
9	建設緑政局	7. 7. 14	円 140, 690	令和6年12月26日、高津区で、被害者使用の普通トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通トラックを破損させたもの

## 2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
128	5.10.13	真福寺住宅新築第1号工事	川崎市麻生区上麻生3丁目20番6号 北島・興建共同企業体 代表者 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 克己 構成員 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 1,232,561,000 円	契約金額 1,246,611,300 円	7.6.9	工事着手後に、施工時の騒音・振動による近隣住民への影響に特に配慮する必要が生じたため、騒音・振動測定の追加を行うとともに、山留工事の施工方法を見直したこと並びに、現場精査の結果により、住棟間の接続金物や鋼製建具の仕様及び設置位置の変更等が生じたため、契約金額の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
129	5.10.13	麻生区内 都市計画 道路尻手 黒川線道 路築造 (トンネル)工事	横浜市西区北幸2丁目8 番19号 西松・森本共同企業体 代表者 西松建設株式会社 代表取締役社長 高瀬 伸利 構成員 株式会社 森本組 代表取締役社長 横尾 徹	契約金額 2,783,000,000 円	契約金額 3,051,034,800 円	7.7.2	公共工事 設計労務単 価等の改定 (令和5年 3月)に伴 う特例措置 及び工事着 手後に軟弱 な地盤であ ることが判 明したこと に伴い、一 部擁壁をト ンネル形状 化とする増 工が必要と なったため、 契約金額の 変更を行う もの
107	6.6.19	宮前平中 学校校舎 増築その 他工事	川崎市幸区鹿島田2丁目 17番62号 株式会社 喜美代建設 代表取締役 犬塚 正典	契約金額 660,000,000 円	契約金額 676,696,900 円	7.6.30	公共工事 設計労務単 価等の改定 (令和6年 3月)に伴 う特例措置 等により、 契約金額の 変更を行う もの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
127	6.10.11	東扇島堀 込部埋立 その2工 事	東京都千代田区神田神保 町1丁目105番地 東洋建設株式会社 代表取締役 中村 龍由	完成期限 令和7年 8月29日	完成期限 令和7年 12月26日	7.7.9	鉄道事業者からの建設発生土の搬出工程に変更が生じたため、先行工事である東扇島堀込部埋立その1工事の完成期限を変更したことに伴い、本工事においても完成期限の変更を行うもの

### 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

#### 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	7. 7. 24	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料205,316円、延滞金及び令和7年3月18日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月27,200円の支払を求めるもの
2	7. 7. 24	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料88,587円、延滞金及び令和7年3月14日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月13,800円の支払を求めるもの
3	7. 7. 24	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料304,441円、延滞金及び令和7年3月26日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月34,400円の支払を求めるもの
4	7. 7. 24	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和6年8月1日から明渡し済みに至るまでの使用料相当損害金月27,800円の支払を求めるもの